

論文

労働者年金保険法の立案意図

—インフレーションの抑制あるいは民間購買力の吸収の妥当性を手がかりに—

中尾友紀

A Re-examination of the Welfare Pension Insurance Act of 1941 in Japan

— Was the Act Enacted to Check Inflation during World War II ? —

Yuki Nakao

1. 序論

労働者年金保険法は現行の厚生年金保険法の前身であり、日本の公的年金保険の嚆矢とされる法律である。同法は、まさに戦時体制下であった1941（昭和16）年2月6日に第76回帝国議会上に提案され、衆議院、貴族院ともに実質的にたった2日間の審議で原案通り可決され、同年3月11日に法律第60号として公布された。同法をめぐる議論は、このような事情から第2次世界大戦終結以後、なぜ戦時体制下に、しかも極めて容易に立法されたのかという疑問に集中し、同法は戦費調達等を意図した戦時経済政策であったということがいわば定説化されている。それは、法案の作成に深く携わった厚生官僚らが、法案作成当時、同法を戦時体制下に早急に立法しなければならない理由として、同法に内在するいくつかの「国家的重要機能」、すなわち、労働力の保全による生産力の拡充、労働移動の防止、購買力の抑制による悪性インフレーションの防止、積立金の運用による公債の消化や産業資金の供給等を挙げていたからであった（川村1941：25-26、花澤1942：4）。

このようななか1970年代後半に、横山和彦が同

法の有力な立案意図とされる購買力の吸収、戦費調達、労働移動の防止の3つを取り上げ、その経緯を分析することから妥当性を検討した。横山はなかでも戦費調達に対して6項目の疑問を提示し、この説が時局に便乗した厚生省の同法立法のための戦術に騙されたものであると指摘した（横山1977：46-50）。しかし、購買力の吸収及び労働移動の防止の妥当性は認めた（横山1977：44、46-52）。横山は購買力の吸収について「1940年1月の閣議において『通貨回収策の一翼として保険、年金制度の整備強化』が申し合わされている」ことを根拠に、「年金制度に貯蓄の効果を期待することは、労働者年金保険制定の一促進剤であったことは確かである」との見解を示した（横山1977：44）。さらに、予想された積立金の額を根拠に、「労働者年金保険は、社会保険をつうじて増大した購買力を側面から自動的、強制的に吸収するに役立った。この結果、労働者年金保険は、インフレーションの防止または低物価政策の一助ともなった」と述べている（横山1977：45）¹⁾。

インフレーションの抑制あるいは民間購買力の吸収が、同法の立案意図として挙げられる理由は、

この論文は、2005年9月に日本女子大学において博士（社会福祉学）の学位を授与された「日本労働者年金保険成立史論—創設の意図をめぐって—」をもとに執筆したものである。

横山が述べる以外に2つある。ひとつは、養老年金の受給には被保険者期間20年以上を要すると規定されており、実施後およそ20年間は大した給付のないまま保険料が蓄積され続ける仕組みであったこと。もうひとつは、遺族年金の受給にはやはり被保険者期間20年以上を要し、しかも10年間しか支給されないと規定されており、養老年金同様、保険料が蓄積され続ける仕組みであったことである。しかし、保険給付のあり方が規定された経緯を詳しく分析すると、船員保険法、官業共済組合、恩給等にある類似の年金制度を参酌した結果、あるいは健康保険法、退職積立金及退職手当法、工場法及び鉱業法等との整合を図った結果によって生み出された構造となっており、単に資本を蓄積するためにそのように規定されたとは考え難いのである。

そこで本論文では、第1に同法の被保険者の適用範囲及び国庫負担について、「少額所得者」との関係から内容を把握し、さらに保険給付の内容が規定された経緯及び理由を明確にする。第2にインフレーションの抑制あるいは民間購買力の吸収という立案意図の根拠とされる閣議決定の内容を明確にする。第3に同法が立案される直前にインフレーションの抑制を狙って創設されたといわれる団体郵便年金について把握する。以上から、インフレーションの抑制あるいは民間購買力の吸収という立案意図の妥当性を検討し、改めて同法の立案意図がいかなるものであったかについて考察したい。それでは、まずは強制被保険者の適用範囲に規定された労働者がいかなる階層だったのかを検討しよう。

2. 「少額所得者」としての労働者

(1) 被保険者の適用範囲

同法で強制被保険者となったのは、工場法及び鉱業法の適用を受ける事業場又は工場及び常時10

人以上の労働者を使用する製造業、運輸業等の民間の工場、事業場又は事業（以下、「工場」とする。）に使用される日本国籍を有する男子労働者であった²⁾。つまり、ここでいう「工場」には企業や会社等は含まれていない。また、ここでいう労働者とは、主として肉体労働に従事する者であり、それ以外の業務に従事する者は含まれていない。同法が強制被保険者に規定したのは、主として工場法もしくは鉱業法の適用を受ける「工場」で肉体労働に従事する者だったのである。

同法を立案するための本格的な調査研究は、船員保険法が公布された1939（昭和14）年4月に開始された。とはいえ、保険院総務局企画課は1938（昭和13）年1月の設置以来、その大まかな計画をもっていたという（築1953：2）。同法立法当時2代目の保険院長官であった樋貝詮三は、厚生省及び保険院創設当時、社会保険としての養老年金を「一般の少額所得者が労働することを得ざる年齢に達した後に之に一定の年金を支給して其の老後の生活を保障せんとするもの」、また、廃疾保険及び遺族保険を「少額所得者の身体障害の事故と遺族の生活とに対し保護の徹底を期する」ものであると説明している（樋貝1938：30）。官僚らが、社会保険とは「少額所得者」を適用範囲としたものであると認識していた時期に、同法は計画され始めた。そうであるならば、同法が強制被保険者の適用範囲として「工場」で肉体労働に従事する者を規定したのは、その者がまさに「少額所得者」であると官僚らに認識されていたからであったといえる。

同法の強制被保険者は同時に、1926（大正15）年7月から施行されていた健康保険法の強制被保険者でもあったが、健康保険法に比べてその適用範囲はいくつかの点で狭かった。そのひとつが、健康保険法では強制被保険者となっていた年収1,200円未満の職員を含めて、職員全員を適用除

外に規定したことである³⁾。社会保険概念の発達の歴史をさらに遡ると、その主な適用範囲を労働者、すなわち、工場で肉体労働に従事する者と想定したこと等から、社会保険そのものが「労働保険」と呼ばれていたことがわかる。労働者は自己の労働力が所得の唯一の源泉であり、しかもその所得が少額であると認識されたからである。しかし、健康保険法が「労働保険」として具体的に検討され始めると、そのような者は労働者以外にもいることが議論に上がるようになる。このため「労働保険」の適用範囲は「少額所得者」に拡大され、もはや労働者のみではなくなったことから、社会保険と呼ばれるようになった（森1924：16-17）。だが、上述のように同法では職員を適用除外とした。この点について樋貝は、同法が審議された帝国議会衆議院で、「職員等二付キマシテハ、将来ノ問題トシテ、同ジヤウナ制度-内容ハ多少異ナリマセウカモ知レマセヌガ、同ジヤウナ年金制度ヲ、順次立案シテ行キタイト考ヘテ居リマス」と説明している（衆議院事務局1941a：179）。職員を適用範囲とした年金は、同法立法後に別の制度として立案する構想であった。ただし、樋貝は「モット非常ニ多クノ【サラリー】ヲ貰ッテ行ク者、世間テ言フ所謂重役級」に対しては、「特ニ斯ウ云フ保険制度ヲ作ラナクテモ、間ニ合ッテ行クノデハナイカ」と述べており、職員等への拡大を構想していたとはいえ、社会保険としての年金が、あくまで「少額所得者」の範囲で検討されていたことは確かであろう（衆議院事務局1941b：196）。つまり、同法を含む社会保険としての年金の適用範囲は、少なくとも官僚らが「少額所得者」であるとみなしてきた者を想定しており、その購買力は元々それほど高くない階層であることがむしろ前提であった。

それでは次に、「少額所得者」としての労働者と、保険給付に要する費用に国庫負担が規定され

たこととの関係を見てみよう。

(2) 国庫負担

同法の財源は、労働者と事業主が折半して負担する保険料と国庫である。このうち国庫は事務の執行に要する費用のみならず、保険給付に要する費用にも規定されている。保険給付に要する費用に充てられる国庫は、坑内夫で10分の2、それ以外の労働者で10分の1であった⁴⁾。保険であるにもかかわらず、同法にはなぜ国庫負担が規定されたのであろうか。保険院は国庫が事務の執行に要する費用を負担することについて、「元来此ノ制度ハ労働者ニ対スル国家的保護施設デアリマシテ、ソレヲ保険ノ形式ニ於テ実行スルニ過ギナイノデアリマスカラ其ノ事業ノ運営ニ要スル費用ヲ国庫ガ負担スルト言フノハ当然ノコト」とし、保険給付に要する費用を負担することについて、それが「所謂長期保険制度ニ於ケル一ノ特徴」とであると説明している（厚生団1953：62）。

日本における社会保険の構想は、古くは1880年代に始まる。しかし、なかでも特に老齢・廃疾保険が長く実現に至らなかった最大の理由は、国庫負担が膨大になることを恐れたからであった。「労働者の僅少なる所得を割きて保険料を支出せしむるも到底充分なる救済をなす能はざる憂あり、殊に老廃保険の如き巨額の費用を要するものに在っては、労働者は保険料負担の資力を欠けるものと云はざるを得ず」と述べられたように、老齢・廃疾保険にかかる費用は、とても労働者のみで負担できるものではないと理解され続けたのである（桑田1909：215）。

政府管掌の保険としては健康保険にも先駆けて、1916（大正5）年10月に通信省において簡易生命保険法が施行されている。それは死亡及び老齢を保険事故とする任意保険であり、「強制労働保険及年金」創設への一準備となるよう、保険金

額を少額に設定することによって、その適用範囲を間接的に「下級社会」に制限した保険であった。したがって、当然国庫負担を規定するよう主張された。しかし、適用範囲の制限方法が「下級社会」以外の者の加入を妨げなかったために、「社会政策上ノ社会保険トハ其ノ目的ヲ異ニシ其範圍ヲ同ウセス」との批判が相次ぎ、結局、国庫は「其収入不足ヲ補填スル程度」にとどめられていた（生命保険会社協会1914：2、内閣書記官1914：2）。このようなことから、たとえ政府管掌の保険であっても国庫負担が明確に規定されるためには、その適用範囲が「少額所得者」に制限されていることが重要な条件のひとつであったことがわかる。すなわち、労働者年金保険法に国庫負担が規定されたのは、その適用範囲が「少額所得者」である労働者に制限されていたからであり、また、同法が「少額所得者」の保護を目的とする「社会政策上ノ社会保険」であったからであるといえるのである。

さて、社会保険は社会政策の一手段であると考えられていたが、同法立案当時、上述のような分配政策としての社会政策以外に、社会政策にはもうひとつの議論があった。大河内一男が主張した生産政策としての社会政策である。大河内は「社会政策を、労働者に対する保護ではなく、『労働力』に対する『保全』と『配置』のための政策」であると考えた（大河内1940：4）。社会政策の対象を「労働力」という商品に置き換え、資本主義経済の発展にとっては、この「労働力」という商品の順当な再生産を維持する必要があるとしたのである。すなわち、「個別資本」による「労働力」の濫用を放置すれば、「社会的総資本」としての「労働力」の順当な再生産が困難となり、資本主義経済の発展が阻まれる。そのようなことのないように国家が「社会的総資本」の立場に立ち、法的に強制することで「労働力」を保全しなければ

ならないとし、大河内はそこに社会政策の資本主義経済における必然性を見出した。花澤は同法に国庫負担を規定したことについて、「国家は労働者年金保険制度の実施に依り、労働力を確保し、産業能率の増進を図り、国力の伸張を期することを得ると共に、労働者の生活を安定し貧民の発生を防止し、延ては国民思想の安定し、国家の秩序を維持し国民全体の福祉を増進することが出来る」、「本保険の如く産業労働力の培養確保上重要な意義を有する施設に付ては、出来る限り国庫が之を補助することが適当と認められる」と説明しており、ここでは大河内による主張の影響を伺える（花澤1942：251-252）。

ところで、なぜ国庫負担が膨大になると予測されていた老齢・廃疾保険である同法が、戦時体制下に創設されたのであろうか。これについて川村は、「給付ヲスル際ニ初メテ負担ガ生ズルノデアリマシテ」、「現実ノ国家ノ負担ハ相当先ニナラナケレバ起ラナイ」、「其ノ点カラ考ヘマシテモ、此ノ程度ノ国家ノ負担ト言フコトハサウ無理トハ考ヘ得ラレナイ」と説明している（厚生団1953：63）。およそ20年間はいした保険給付がなく、国庫負担が先送りされる仕組みであったからこそ、「財政ノ非常ニ苦シイ現状」でも創設できたのであろう（厚生団1953：63）。それでは次に、この点について詳細を把握するために、保険給付の規定を見てみよう。

3. 労働者年金保険法の保険給付の内容

(1) 老齢に対する保険給付

同法には、被保険者又は被保険者であった者の老齢、廃疾、死亡、脱退に対する保険給付が規定された（法第1条）。このうち老齢に関しては、被保険者であった期間が20年以上ある者が55歳を超えた場合に、その者が死亡するまで養老年金が支給されることとなっていた。長期保険となる年

金保険においては、受給資格を早く得られるようにしようとすれば保険料を高くしなければならず、被保険者及び事業主の保険料負担が困難となり易い。保険料を安くしようとすれば被保険者期間を長くしなければならず、受給資格を得られずに退職する者が多くなる。「労働者年金保険制度案要綱」（以下、「制度案要綱」とする。）を保険制度調査会に説明した川村によれば、被保険者期間を20年以上としたのは、このような事情を考慮し、当時の労働者の勤続状況と照らし合わせて保険料が高くなり過ぎることなく、年金保険の受給資格を得られやすい期間を考えたからであった（厚生団1953:58）。

保険制度調査会では脱退手当金等の一時金ではなく、短期間だけ被保険者であった者に対しても少額の年金給付を支払うべきだとの主張があった。「年金制度ノ理想的形態トシテ考ヘテ見ル場合ニ於テハ、年金保険ニ於ケル給付ハ総テ之ヲ年金化スルコトガ適切デアリ」、脱退手当金等の一時金は「好シクナイ」という理由から、「一時金ノ給付ハ凡テ之ヲ割愛シ、其ノ財源ヲ以テ寧ロ年金給付ノ内容ヲ豊富ニスルコトカ、短期間被保険者デアツク者ニモ少額ノ年金ヲ支給スルコトトシ、被保険者ノ期間ニ応ジ順次年金額ヲ増加シテヤルト云フ様ナ方法ヲ採ルコトガ適當デハナイカト云フ意見ガ相当熱心ニ主張」されたのである（厚生団1953:73）。しかし、このような方法は「未ダ我国ニ於テ採用セラレテ居ナイ所デアツテ、我国ニ於ケル官業共済組合、恩給法、船員保険等ノ諸制度ニ於テハ、孰レモ長期勤続者ニ対シテノミ年金ヲ支給スルト云フ方法ヲ採用シテ居ル、従テ本制度ノミ別個ノ方針ニ依ルコトハ疑問」であると官僚らが主張したことから、同法において実現されることはなかった（厚生団1953:73）。

支給開始年齢を55歳としたのは、各工場の定年が概ね55歳であること、工場統計を見ると55歳

を境として労働者数が激減することを考慮したからであった（厚生団1953:59）。「二十歳位デ労働者トナツタ者ガ四十二、三歳位デ丁度年金受給資格ニ達スルト云フノハ、現在ノ労働事情カラ見マシテモ最モ適當」であると考えられたのである（厚生団1953:58）。養老年金の支給額は、「余リ多額ニ支給致シマスコトハ却ッテ弊害ヲ生ズル虞ガアリマスノデ、船員保険ニ於ケル同様ニ老齡ニ依ル労働能力ノ減退ニ伴フ収入ノ減少ヲ考慮シ、其ノ必要ナル生活費ノ一部ヲ補給スルト云フ趣旨」で、基本的には被保険者であった全期間の標準報酬年額の100分の25に相当する金額とし、20年以上1年を増す毎にその1年に対して平均標準報酬年額の100分の1に相当する金額を加算した（厚生団1953:59）⁵⁾。

(2) 廃疾に対する保険給付

廃疾に関しては、廃疾となった日までの前5年間に被保険者であった期間が3年以上ある者の被保険者の資格を喪失する前に発した疾病又は負傷が、「終身労務ニ服スル事能ハザル程度」となった場合には、廃疾年金が死亡するまで支給され（厚生団1953:59）⁶⁾、「従来ノ労務ニ服スル事ノ出来ナイ程度」となった場合には、廃疾手当金が一時的金として支給されることとなっていた（厚生団1953:59）⁷⁾。廃疾年金および廃疾手当金の支給要件が上述のように規定されたのは、特に廃疾年金の支給額が養老年金と同額であり、「相当厚イ保護」であったことから、「保険経済上逆選択ニ依ル保険悪用ヲ防止」するためであった（厚生団1953:60）。なお、廃疾手当金の支給額は被保険者であった全期間の平均報酬月額7月分に相当する金額である。

廃疾年金および廃疾手当金は、1922（大正11）年に公布された健康保険法が、議会通過の際に貴族院でなされた6項目の希望決議のひとつ「廃疾

ニ関シマスル所ノ保険ヲモ成ルベク早イ機会ニ於テ実行セラレタイト希望スル」に関連しているといわれている（貴族院事務局1922:430）。この希望決議は、より直接的には労働保険調査会及び貴族院において、健康保険法に廃疾給付を規定することを要求し続けた憲政会の江木翼の発言に基づいたものである。とはいえ、農商務省工務局長は、「労働保険」のなかでも特に疾病に対する健康保険を最初に創設する理由のひとつとして、「負傷及疾病ニ基ク廃疾ニ付比較的正確ナル資料ヲ蒐集シテ他日廃疾保険ノ実施上貴重ナル基礎材料ヲ整フルコトヲ得ベシ」ことを挙げている（社会局保険部1935:25）。農商務省では健康保険法立法後、廃疾保険をはじめとするその他の「労働保険」を創設する予定であった。実際に健康保険法公布後、内務省社会局では廃疾保険の立案に向けた本格的な調査が開始されようとしていた（中外商業新報1922:1）。しかし、その矢先の同年9月1日に関東大震災が起り、そのような立案計画そのものを消し去ったのである。したがって、廃疾年金及び廃疾手当金は健康保険法公布以来、創設が望まれ続け、同法においてようやく実現に至ったものであったといえる。

(3) 死亡に対する保険給付

死亡に関しては、基本的には養老年金と同様、被保険者であった期間が20年以上ある者が死亡した場合に、その遺族に対して10年間、遺族年金が支給されることとなっていた。遺族年金における遺族とは、被保険者であった者の配偶者（届出ていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父、母、孫、祖父、祖母であり、この順位で支給された⁹⁾。なお、被保険者であった者の配偶者が男子の場合には、被保険者が死亡した当時60歳以上か、もしくは「引続キ不具廃疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキトキニ限」られた

（労働者年金保険法施行令第16条⁹⁾）。後者の支給要件については、子または孫が15歳以上の場合、父、母、祖父、祖母が60歳未満の場合にも同様に適用された。

同法立案当初、死亡に対する保険給付は、遺族年金ではなく死亡手当金であった（近藤1942:190）。財源不足からであったが、船員保険法における死亡に関する保険給付が、平均報酬月額³⁾の3月分に相当する一時金を支給する死亡手当金であったからでもあった。しかし、船員保険法の被保険者とは異なり、同法の被保険者となる労働者は健康保険法の被保険者でもあり、すでに健康保険法によって死亡に対して一時金として標準報酬日額の20日分に相当する金額の埋葬料が保険給付されていた（健康保険法第49条）。さらに、同法の被保険者となる労働者は、工場法又は鉱業法が適用された工場等に従事する労働者でもあり、特に業務上の事由によって死亡した場合には、事業主の扶助責任として賃金の400日分の遺族扶助料が支給されることとなっていた（工場法施行令第8条、鉱夫労役扶助規則第21条）。その趣旨は、前者が埋葬の費用、後者が遺族の当面の生活費となっており、それぞれに異なったが、すでに「或程度事欠カヌ様」になっていると解釈され、「此ノ上更ニ一時金ヲ多く支給致シマスコトハ却ッテ浪費ノ機会ヲ多く与ヘル様ナ結果ト為リマシテ遺族ノ保護ノ手段ト致シマシテハ余リ適当デナイ」と考えられた（厚生団1953:60）。さらに、同法の死亡手当金は簡易生命保険や民間会社による生命保険事業とも重複した¹⁰⁾。同法立法当時保険院総務局企画課長であった築誠によれば、日本団体生命保険の社長として全国産業団体連合会の常任理事でもあり、保険制度調査会の事業主側の委員でもあった膳桂之助が、死亡手当金は民間会社による生命保険事業と重複するとの理由で反対したという（築1974:27）。事業主側を代表し、しか

も農商務省工務局の初代労働課長として健康保険法の立案に深く携わっていた膳によるこの反対意見は、健康保険法、工場法及び鉱業法との上述の関係からも、できることなら一時金ではなく年金にしたかった官僚らに歓迎された。このようにして死亡手当金は、「制度案要綱」から遺族年金に切り替えられた。ただし、財源不足に加えて船員保険法との均衡を考慮したことから、「船員保険ニ於テ死亡手当金其ノ他被保険者ノ死亡ノ場合ニ致シマスルー時金ト同程度ノ財源ヲ以チマシテ、之ヲ遺族年金トシテ支給」することとなった（厚生団1953:60）。年金となったとはいえ、財源が一時金と同程度に限られたことを最大の理由に、支給期間は10年に限られた。さらに、恩給法に規定された遺族扶助料が、恩給の受給資格に達した者だけに支給されていた状況を参酌し、遺族年金は養老年金の受給資格に達した者、すなわち、被保険者であった期間が20年以上ある者の遺族だけに支給されることとなったのである。

では、養老年金の受給資格に達することなく死亡してしまった場合には、何も支給されなかったのであろうか。実は、そのような被保険者に対する保険給付が、脱退手当金であった。脱退手当金は、被保険者であった期間が3年以上20年未満の者が、死亡又は退職によって被保険者の資格を喪失した後、再び被保険者になることなく1年を経過した場合に支給されることとなっていた。「何等ノ給付ヲシナイ、又積立金モ全然返サナイト云フコトハ些カ酷ニ失スル」から、「少クトモ本人ガ掛金ヲシタ限度ニ於テハ不利益トハナラナイ様ニ」したのである（厚生団1953:61）。支給額は、被保険者であった全期間の平均報酬月額額の30分の1の額に、被保険者であった期間によって定められた日数を乗じて得られた金額であった。なお、脱退手当金には高齢で勤続の者に対する特例が規定されていた。同法施行以前に引き続き5年以上

勤続していた者が、満50歳を超えて被保険者の資格を喪失した場合に限り、被保険者であった期間が1年以上あれば、たとえ3年未満であっても、期間に応じて脱退手当金が支給されたのである。

ところで、特に脱退手当金は退職積立金及退職手当法と「経済的効用ヲ同ジクスル」と解釈された（厚生団1953:73）¹¹⁾。退職積立金及退職手当法が事業単位に事業主及び労働者でその資金を積み立て、労働者の退職に際して勤続期間に応じて退職手当を支給するものだったからである。しかし、脱退手当金は「年金の支給を受ける為に掛けた保険料を掛捨てにさせぬ様、自己の掛けた保険料に利息を付した程度を金額を支給せんとする、寧ろ保険料の割戻金的の性質を有する」とされ、「失業対策施設として、解雇手当といふ性質を有している」退職積立金及退職手当法とは、本質において異なることが強調された（花澤1942:58）。とはいえ、このような退職積立金及退職手当法との重複した関係に加えて、上述のように保険制度調査会では、「年金保険ニ於ケル給付ハ総テ之ヲ年金化スルコトガ適切デアリ、一時金ノ給付ハ好シクナイ」とされ、いくつかの一時金のなかでも特に脱退手当金の削除が検討されている。「年金制度ノ理想的形態」に反するというに加えて、「脱退手当金ノ支給ヲ受ケタ場合ニ於テハ、其ノ計算ノ基礎ト為ツタ期間ハ被保険者タリシ期間カラ控除セラレマス結果、脱退手当金ヲ支給スルコトハ自然養老年金ヲ受ケル機会ヲ少クスル虞ガアル、殊ニ労働者ハ兎角末ノ年金ヨリ眼前ノ一時金ヲ欲スル傾向ガアルノデ、脱退手当金ヲ支給スルコトハ寧ろ労働者ニ取ツテ不親切ナ結果トナルノデハナカラウカ」と主張されたからであった（厚生団1953:73）。代替案として「脱退手当金ノ支給ヲ被保険者ガ五十五歳ニ達シタ際又ハ死亡ノ際ニ限ルカ、サモナクバ少クトモ一年ノ待期ヲ一年半乃至三年程度ニ延長シテハドウカト云フ意見モ

提出」された（厚生団1953:73）¹²⁾。しかし、結局は「殊ニ現在ノ我國民ノ保険思想普及ノ程度ニ於テハ、人情ノ趣ク所謂『掛ケ捨テ』ノ保険制度ト云フコトハ容易ニ受入レラレナイノデハナイカ」、また「船員保険、官業共済組合、恩給等ノ諸制度ニ於テハ斯様ナ場合執レモ一時金ヲ支給致シテ居ル状況ニアリ、本制度ノミソレ等ノ諸制度ト異ル方法ヲ採用スルコトモ如何カ」との官僚らの強固な主張によって、脱退手当金が削除されることはなかった（厚生団1953:73）。

さらに、死亡に対しては、遺族年金の受給資格を得ていたにもかかわらず、遺族年金を受給すべき遺族がない場合に、脱退手当金との関係を考慮し、養老年金、廃疾年金、遺族年金のそれぞれに関して遺族に一時金が支給されることとなった。「永年ニ亘ッテ掛金ヲシテ来タ其ノ年限ニ比較シテ見マスト如何ニモ不公平デモアリ、氣ノ毒デモ」あったからである（厚生団1953:59）。一時金の支給額は、いくつかの例外はあるものの基本的には、被保険者が受給するはずであった年金の5年分、すなわち、「平均標準報酬ノ十五月分ニ相当スル金額」とされた（厚生団1953:59）¹³⁾。

以上、養老年金の受給資格を得るために被保険者期間20年以上を要するとされたのは、先行して実施されていた官業共済組合、船員保険法等に倣ったためであった。したがって、特に同法だけが長期間の積み立てを目的としたとは考え難い。保険制度調査会では、むしろ短期間の被保険者に対する保険給付が主張されたが、前例がないことを理由に実現されなかったのである。また、遺族年金は一時金から急きょ年金に変更され、その上、船員保険法に倣ったために財源が著しく限られ、10年間の有期年金とならざるを得なかった。

確かにいわれているように同法は、およそ20年間はたいした保険給付のないままただ保険料だけ

が積み立てられる仕組みとなっている。しかし、それは単に同法が無拠出年金をもたなかったからであろう。廃疾年金を除くすべての保険給付が、基本的には被保険者及び事業主が拠出した保険料に応じていたのである。このことは特に一定の拠出のある者には払い戻さなければならないとした一時金のあり方に特徴的であった。

それでは次に、インフレーションの抑制あるいは民間購買力の吸収という立案意図の直接の根拠とされる閣議決定の内容についてその詳細を分析しよう。

4. インフレーションの抑制あるいは民間購買力の吸収という立案意図の根拠

同法について述べた論稿の多くは、1940（昭和15）年1月26日に「通貨回収策の一翼として保険年金制度の整理強化」が閣議決定されたことをもって同法の立案意図がインフレーションの抑制あるいは民間購買力の吸収にあったとしている（朝日新聞1940:4）。しかし、根拠とされる上述の一文は、実は閣議決定翌日の一新聞記事から抜き取られたものに過ぎない。そこでここでは、この閣議決定がいかなるものであったかについて、閣議決定の本文及び当時の新聞記事を用いて分析したい。

閣議決定の本文によれば、閣議は1940（昭和15）年1月26日に、「物価対策ニ付テハ戦時態勢強化ノ趣旨ニ従ヒ概左記ニ依ル」として、以下の6項目を決定している（閣議決定1940:1-2）。

- [1. 低物価政策ヲ堅持スルコトトシ米穀、石炭、肥料等産業又ハ生活上ノ重要商品ニ付テハ右政策ヲ徹底スルト共ニ物資増産等供給ノ増加ヲ図ルノ方針ヲ採ルコト
1. 戦時適正価格ヲ設定スルニ際シテハ迅速敏活ニ処理スルコトトシ暗取引ノ絶滅ヲ

期スコト

1. 通貨ノ流通ニ付テハ極力之ガ回収ヲ計ルコト
1. 一般的消費ニ付テハ極力節約ヲ計ルコト
1. 物価委員会等ノ物価統制機構ヲ改組スルコト
1. 国家管理、保険年金制度、強制貯蓄、物価調整資金制度並ニ物資配給機構等ニ付テモ速ニ攻究スルコト」(閣議決定1940:1-2)。

これによれば「保険年金制度」は、「戦時態勢強化」のための物価対策のひとつとして、国家管理や強制貯蓄等とともに速やかなる攻究が求められていた。

閣議の様子や決定された内容は、翌27日の新聞各紙においてトップ記事として取り上げられた。そこでは「保険年金制度」が、「強制保険料の徴集によって軍需景気の放出資金を吸収」するために創設されようとしていると伝えられる一方、「下級俸給生活者労働者」の「国民生活安定に資する」ため、あるいは「事変後の失業対策や労働者の老後の安定をはからん」とするために創設されようとしているとも伝えられている(東京日日新聞1940:1、中外商業新報1940:1、国民新聞1940:1)。さらに、注目すべきことに保険料の負担に関して、「同日の閣議では特に養老保険に重点を置き政府、被保険者のほか企業主の三者分担とし、企業主の負担の比重によって利潤抑制の一端に資せしめようとの意見が強かった」と伝えられているのである(朝日新聞1940:4)。この記事によれば上述の「強制保険料の徴集」は、労働者ではなく主として事業主を狙ったものであることがわかる。もちろん同法は労働者からも強制的に保険料を徴収する。しかし、「通貨回収」という機能に着目するならば、その狙いは、「少額所得

者」である労働者から個々に保険料を徴収できるというよりむしろ、事業主から保険料という名目で「軍需景気の放出資金」の一部が徴収できるという仕組みにあったのではないか。

ところで、健康保険法の審議過程で次のような指摘がある。「労働者ノ負担ハ結局傭主ノ負担ト為ルコトナキヤ即チ傭主ハ賃銀ヲ増加セザル可カラザルコトナラズヤ現ニ鉄道ニ於テモ百分ノ三ハ被傭者ノ負担トセシガ事実ハ夫ダケ給料ヲ増加シ其ノ部分ヲ以テ彼等ノ負担ニ当タリ」(社会局保険部1935:31)¹⁴⁾。同様のことは労働者年金保険法においても必然的に推測され得ることであろう。

閣議では、「保険年金制度」が「戦時態勢強化」のための物価対策のひとつに挙がり、速やかなる攻究を求めることが決定された。ただし、「保険年金制度」が具体的に「通貨回収策の一翼」であったかどうかは、閣議決定の本文からは読み取れない。しかし、翌日の新聞記事からあえて推察するならば、閣議では「保険年金制度」の、主として事業主から保険料という名目で「軍需景気の放出資金を吸収」できるという仕組みに注目が集まっていたのである。

実は、「現下最も緊急を要する国民貯蓄強化並に悪性インフレーションの防止に貢献する」ために創設された年金保険は別にもあった(保険院簡易保険局1939a:40)。郵便年金法における団体郵便年金である。そこで次に、この団体郵便年金について紹介しよう。

5. 団体郵便年金の創設意図

政府管掌の任意保険として、1926(大正15)年10月に施行された郵便年金法は、労働者年金保険法を立案するための本格的な調査研究が開始されるおよそ2ヶ月前の1939(昭和14)年2月に改正され、同年9月から団体郵便年金を開始した。こ

ここでいう団体とは、一定の基準で区分された同一集団に属する者の7割以上かつ10人以上で組織した団体郵便年金組合のことであり、団体郵便年金とは、その組合員を年金受取人とした郵便年金契約のことである。年金額は組合員1人につき年額600円以下とされていた。掛金は事業主の全額負担、従業員の全額負担、両者の共同負担のいずれかを選択でき、毎年一定の時期に1回につき3円以上を団体の代表者が一括して払い込めば、年金受取人が50歳、55歳、60歳、65歳のいずれかの年金支払開始年齢に達したときから死亡するまで、掛金に応じた年金が支払われることとなっていた。個別契約に比べて掛金が7%割引かれる特典があった。保険院簡易保険局は、「中産階級以下多数国民ノ生活ノ安定ヲ図ル」ために創設した郵便年金に、新たに団体郵便年金を加えることについて、「巨額の時局資金の撒布により直接間接の影響を受け所得の増加せる一般勤労者階級に対しても団体郵便年金制度利用の徹底を図り以て貯蓄報国若くは産業報国の実を挙げ」、「現下最も緊急を要する国民貯蓄強化並に悪性インフレーションの防止に貢献する」ためであると説明している（保険院簡易保険局1939b：14）。では、実際、団体郵便年金はどのように機能したのであろうか。

1939（昭和14）年10月18日の賃金臨時措置令は、賃金あるいは給与を同年9月18日の水準で釘付けにした。しかし、団体郵便年金の掛金は、事業主が掛金を支払う場合に限り、賃金あるいは給与とは認めない措置が採られた（東京商工会議所1940：22）。このため、これ以後、掛金を事業主の全額負担とする契約が伸び、1940（昭和15）年2月には契約のおよそ9割が事業主の全額負担となった（東京商工会議所1940：21）。この影響は1件あたりの平均掛金にも及び、開始当初の1939（昭和14）年9月には、事業主の全額負担の場合の1件あたりの平均掛金は50円であったものが、

翌1940（昭和15）年2月には125円まで上がった（東京商工会議所1940：21）。特に賃金臨時措置令の影響を受けて団体郵便年金は、年金契約の掛金という名目により、撒布された「巨額の時局資金」を主として事業主から回収するものとして機能したといえる。

このようにインフレーションの抑制あるいは民間購買力の吸収を意図した年金保険は、労働者年金保険法立法以前にすでに存在していた。団体郵便年金は任意保険ではあるものの、その適用範囲は「中産階級」以下とされ、職員をはじめとする全従業員を含んだことから、「少額所得者」としての「工場」労働者のみを適用範囲とした労働者年金保険法に比べ、購買力の高い階層の者が多く加入したと考えられる。さらに、実際にその掛金を支払っていたのは主として事業主であり、団体郵便年金は年金契約の掛金という名目により、撒布された「巨額の時局資金」を事業主から回収するものとして機能していた。

6. 結論

労働者年金保険法が適用範囲に規定した強制被保険者は、官僚らが「少額所得者」とみなした「工場」労働者であった。もともと購買力のそれほど高くない階層を適用範囲としたのである。また、「少額所得者」とみなした「工場」労働者を適用範囲に制限したからこそ、保険給付に要する費用にも明確に国庫負担が規定された。このような規定のあり方には、社会保険が構想された当時の意図、すなわち、「少額所得者」の生活を安定させる「国家的保護施設」であるという意図を見ることができる。

同法が「工場」労働者の生活を安定させる「国家的保護施設」であったと考えられる理由はもうひとつある。同法には健康保険法公布以来、実現が望まれた廃疾年金及び廃疾手当金が規定されて

いることである。インフレーションの抑制あるいは民間購買力の吸収を立案意図とするならば、団体郵便年金のように養老年金及び遺族年金を規定するだけでよかった。また、労働者年金保険法の遺族年金のように、受給資格を被保険者であった期間が20年以上ある者と規定すればよかった。しかし、同法では廃疾保険だけが保険料の拠出総額とは無関係に、被保険者であった期間が3年以上あれば養老年金と同額の廃疾年金が死亡するまで支給されたのである。

とはいえ、廃疾年金を除く保険給付のあり方は、確かにおよそ20年間はたいした給付のないまま保険料だけが積み立てられていく仕組みとなっており、インフレーションの抑制あるいは民間購買力の吸収という立案意図を正当化している。ただし、保険給付の内容が規定された経緯によれば、船員保険法等を参酌した結果、あるいは健康保険法等との整合性を図った結果によって、そのような仕組みとなっただけのことであり、特に同法だけが長期間の積み立てを目的としたとはいえない。この根拠とされる閣議決定の内容を分析すると、それが事業主を狙ったものであったことが推察される。さらに、この閣議決定が団体郵便年金の成果を把握した上で検討されたものであったことに立脚すれば、そこで注目された同法の最大の利点は、適用範囲がどうであれ、事業主に対して保険料の負担を強制できることにあったといえる。

同法は、労働者にとってはあくまで生活を安定させる「国家的保護施設」であって、「ソレヲ保険ノ形式ニ於テ実行スルニ過ギナイ」ものであった。社会保険が構想された当時より長く受け継がれてきたこのような意図を根底にもち、戦時体制下において同法の、とりわけ事業主から保険料という名目で強制的に「軍需景気の放出資金を吸収」できるという機能に注目が集まり、それが強い推進力となって立法に至ったと考えられる。つまり、

インフレーションの抑制あるいは民間購買力の吸収という立案意図は、立法のための単なる推進力であったと考えるのが妥当であろう。

註

- 1) 労働移動の防止の妥当性については、中尾(2005:12-22)を参照のこと。
- 2) 工場法の適用対象は、職工や徒弟を使用し、主としてその事業が危険を伴うか、もしくは衛生上有害の恐れのある工場であった。
- 3) 年収1,200円とは、子どもが2人又は3人いる職員家族にとっての所得税免除限度額であると説明されている(社会局保険部1935:51)。なお、主な俸給生活者は公官吏、警察官、教職員、銀行会社員等である。
- 4) 被保険者および事業主の保険料負担は坑内夫が標準報酬月額8.0%、それ以外の労働者が6.4%であった。保険料はすべて積み立てられることとなっていた。
- 5) さらに、同一の「工場」において引き続き被保険者であった期間が10年以上ある者の養老年金の支給額には、その勤続期間10年毎に対して、被保険者であった全期間の平均報酬年額の100分の1に相当する金額を加算した。養老年金の支給額は、被保険者であった全期間の平均報酬年額の100分の50を超えないことと上限が規定されていた。
- 6) 「廃疾年金ヲ支給スベキ程度ノ廃疾ノ状態」とは、労働者年金保険法施行令第21条別表第1によれば、以下のとおりである。1. 両眼ノ視力0.1以下ニ減ジタルモノ又ハ一眼失明シ他眼ノ視力0.3以下ニ減ジタルモノ、2. 咀嚼若ハ言語ノ機能ヲ廃シタルモノ又ハ咀嚼若ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ、3. 両耳ノ聴力耳殻ニ接セザレバ大声ヲ解シ得ザルモノ、4. 背柱ニ著シキ奇形又ハ運動

障害ヲ残スモノ、5. 一上肢ヲ腕関節以上ニテ失ヒタルモノ又ハ十指ヲ失ヒタルモノ、6. 一上肢ノ三大関節ノ中ニ関節以上ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ十指ノ用ヲ廢シタルモノ、7. 一下肢ヲ足関節以上ニテ失ヒタルモノ又ハ十趾ヲ失ヒタルモノ、8. 一下肢ノ三大関節ノ中ニ関節以上ノ用ヲ廢シタルモノ、9. 胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ残シ終身勞務ニ服スルコト能ハザルモノ、10. 精神又ハ神経系統ノ機能ニ著シキ障害ヲ残シ終身勞務ニ服スルコト能ハザルモノ、11. 以上各号ニ該当セザルモノト雖モ疾病又ハ負傷ニ因リ終身勞務ニ服スルコト能ハザルモノ

- 7) 「廢疾手当金ヲ支給スベキ程度ノ廢疾ノ状態」とは、労働者年金保険法施行令第21条別表第2によれば、以下のとおりである。1. 両眼ノ視力0.6以下ニ減ジタルモノ又ハ一眼ノ視力0.1以下ニ減ジタルモノ、2. 両眼ニ半盲症、視野狭窄若ハ視野変状ヲ残スモノ又ハ両眼ノ眼瞼ニ著シキ欠損ヲ残スモノ、3. 鼻ヲ欠損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ、4. 咀嚼又ハ言語ノ機能ニ障害ヲ残スモノ、5. 両耳ノ聴力四十糎以上ニテハ尋常ノ話声ヲ解シ得ザルモノ又ハ一耳ノ聴力耳殻ニ接セザレバ大声ヲ解シ得ザルモノ、6. 頸部ニ著シキ運動障害ヲ残スモノ、7. 一手ノ一指以上ヲ失ヒタルモノ（中指、環指又ハ小指ノミヲ失ヒタルモノヲ除ク）又ハ一手ノ拇指ノ用ヲ廢シタルモノ、示指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ若ハ拇指及示指以外ノ三指ノ用ヲ廢シタルモノ、8. 一上肢ノ三大関節中ノ一関節ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ一上肢ニ二関節ヲ残スモノ、9. 一下肢ヲ三糎以上短縮シタルモノ、10. 一下肢ノ三大関節中ノ一関節ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ一下肢ニ二関節ヲ残スモノ、11. 十趾ノ用ヲ

廢シタルモノ又ハ一足ノ第一趾若ハ他ノ四趾ヲ失ヒタルモノ、12. 胸腹部臓器ノ機能ニ障害ヲ残シ輕易ナル勞務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ、13. 精神ニ障害ヲ残シ輕易ナル勞務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ、14. 神経系統ノ機能ニ障害ヲ残シ輕易ナル勞務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ、15. 以上各号ニ該当セザルモノト雖モ疾病又ハ負傷ニ因リ労働者トシテ従来ノ勞務ニ服スルコト能ハザルモノ

- 8) 同順位の子の場合は家督相続人または戸主、男、嫡出子、年長者を優先した（労働者年金保険法施行令第15条）。配偶者として内縁関係にある者を受給者に規定した理由について、保険院は特に説明をしていないが、健康保険法、船員保険法を参酌したからであり、また、同法が適用範囲とした労働者に、そのような者が特に多かったからであろう（山本1937:102、105）。
- 9) そもそも女子労働者は強制被保険者から適用除外され、任意被保険者にしかなれなかったため、被保険者であった者の配偶者が男子の場合は非常に稀なことであったといえる。ちなみに、労働者年金保険法が施行された1942（昭和17）年6月末における任意被保険者としての女子労働者の数は、全国で69人であった（厚生省保険局1947:22）。
- 10) 簡易生命保険は元々通信省の管掌であったが、厚生省および保険院の新設に伴い、保険院簡易保険局に移管されていた。
- 11) 退職積立金及退職手当法は1936（昭和11）年6月3日に法律第42号として公布され、1944（昭和19）年2月16日に労働者年金保険法が厚生年金保険法に改正されると、これに発展的に解消されている。津田真澄は

「要綱草案」に規定されていた失業給付を一部折出し、立法化したものが退職積立金及退職手当法であり、労働者年金保険法はこの退職積立金制度の転化であったと捉えている（津田1972:188）。

12) この代替案については、「55歳迄据置ニ致シテ置キマスコトハ労働者が全然別種ノ仕事ニ転業シタトカ、婦農シタトカ、其ノ他今後再ビ本制度ノ被保険者トナルコトガナカロウト予測セラレマス場合ニ、之ヲ支給シ得ラレナイコトナリ、脱退手当金ノ性質上適当デナイ様ニモ思ハレマスルシ、又小額ノ脱退手当金ヲ永年据置ニ致シテ置キマスコトハ労働者がツイ之ヲ請求スルコトヲ忘レテ時効ニ懸カッテシマツタリ、或ハ不請求ノ儘死亡シテシマツタリ、労働者ニ取りマシテ色々ト不利益ナコトガ生ジテ来ルコトト為リ適当」でないとした（厚生団1953:74）。

13) たとえば、養老年金に関する一時金は養老年金を受給していた者が死亡し、遺族年金を受給する遺族がない場合であって、その者がすでに受給した養老年金の総額が5年分に相当する養老年金の金額に満たないときに、その差額を遺族に支給するもの、あるいは、被保険者であった期間が20年以上ある者が養老年金を受給することなく死亡し、遺族年金を受給する遺族がない場合には、その者が受給するはずであった養老年金の5年分に相当する金額を遺族に支給するものであった。また、例外のひとつは廃疾年金に関する一時金のひとつであり、被保険者であった期間が20年未満で廃疾年金を受給していた者が死亡したときに、その者がすでに受給した廃疾年金の総額が、被保険者の資格を喪失した際に受給できた

はずの脱退手当金と被保険者であった全期間の平均報酬月額7月分に相当する金額との合算額（合算額が被保険者であった全期間の平均報酬月額の13月分を超えるときは13月分までとする。）に相当する金額に満たない場合に、その差額を遺族に支給するものであった。

14) 「鉄道」とは、国有鉄道共済組合のことを指している。

付記：本論文は、2005（平成17）年3月に日本女子大学に提出した学位請求論文「日本労働者年金保険成立史論—創設の意図をめぐって—」の「第3章 労働者年金保険法の諸規定とその背景Ⅱ—インフレーション抑制あるいは民間購買力吸収という創設意図の妥当性との関連で—」を加筆・修正したものである。論文の執筆にあたっては、岩田正美先生、秋元樹先生、内藤辰美先生、増田幸弘先生をはじめとする社会福祉学科の先生、助手の皆様、そして深澤和子先生に大変有意義なご指導をいただいた。また、審査においては玉井金五先生、寺脇隆夫先生に大変貴重なコメントをいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。

【文献】

- 朝日新聞（1940）「保険年金制具体化」1940.1.27
朝刊（大阪）
- 大河内一男（1940）「社会政策の基本問題」日本評論社
- 閣議決定（1940）「物価対策ニ付テハ戦時態勢強化ノ趣旨ニ従ヒ概左記ニ依ル」国立公文書館所蔵
- 川村秀文（1941）「労働者年金保険の使命と皇国社会保険の将来」『法律時報』13(1)、24-29
- 貴族院事務局（1922）「貴族院健康保険法案特別委員会議事速記録第三号」『帝国議会貴族院

- 委員会議事速記録」18、臨川書店
- 桑田熊蔵（1909）「救済の意義」『感化救済事業講演集』上、内務省地方局、1-22
- 厚生省保険局（1947）『昭和17年度・昭和18年度労働者年金保険事業年報』
- 厚生団（1953）『厚生年金保険十年史』
- 国民新聞（1940）「重要産業の国家管理 政府本格的に考究す 閣議決定低物価第六項目の内容」1940.1.27朝刊
- 後藤清・近藤文二（1942）『労働者年金保険法論』東洋書館
- 社会局保険部（1935）『健康保険法施行経過記録』
- 衆議院事務局（1941a）「第6類第6号 健康保険法中改正法律案委員会議録第5回」『帝国議会衆議院委員会議録』129、東京大学出版会
- （1941b）「第6類第6号 健康保険法中改正法律案委員会議録第6回」『帝国議会衆議院委員会議録』129、東京大学出版会
- 生命保険会社協会（1914）「小口保険官営反対意見」国立公文書館所蔵
- 中外商業新報（1922）「廃疾保険調査」1922.8.3朝刊
- （1940）「石炭価格引上げず 米穀は今後も不動 藤原商相閣議内容説明」1940.1.27朝刊
- 津田真澄（1972）『日本の都市下層社会』ミネルヴァ書房
- 東京商工会議所編（1940）『商工資料』79、東京商工会議所
- 東京日日新聞（1940）「殷賑産業全部に強制保険年金制」1940.1.27朝刊
- 内閣書記官（1914）「小口保険制度ニ関スル件」国立公文書館所蔵
- 中尾友紀（2005）「労働者年金保険法の立案意図—労働移動防止の妥当性を手がかりに—」『社会福祉学』45-3（73）、日本社会福祉学会、12-22
- 花澤武夫（1942）『労働者年金保険法解説』健康保険医報社
- 樋貝詮三（1938）『厚生省とは何をする所か』銀座書房
- 保険院簡易保険局（1939a）「郵便年金制度の改正に就いて」『内務厚生時報』4(3)、内務大臣官房文書課・厚生大臣官房文書課
- （1939b）「団体郵便年金及び定期年金の創設に就いて」『内務厚生時報』4(8)、内務大臣官房文書課・厚生大臣官房文書課
- 森莊三郎（1924）『社会保険研究』有斐閣
- 築誠（1953）「十周年を迎えて」厚生団『厚生年金保険十年史』1-4
- （1974）「私の社会保障史」15『社会保険』8、24-27、全国社会保険協会連合会
- 山本高雄（1937）「労働者扶助法上に於ける内縁関係の考察」『産業福利』12（9）、財団法人協調会産業福利部、102-119
- 横山和彦（1977）「公的年金制度の歴史と現状」国民生活センター編『年金制度と高齢労働問題』御茶の水書房、35-77